

『令和6年度税制改正大綱（8） 住宅取得等資金の贈与税関連』

子育て世帯への支援強化の必要性や、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえて、住宅ローン減税の制度が変更(既報)されるほか、資産課税では住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が延長されることとなった。

○受贈に係る適用期限を3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日)延長する。親の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例措置も、同様に3年間延長される。○非課税限度額が1,000万円に上乗せされる「省エネ等住宅」の要件について、新築住宅の省エネ性能要件をZEH基準(断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上)とする。



一方、令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅、又は令和6年6月30日までに建築された住宅については、現行要件(断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上)が適用される。震災特例法の贈与税の非課税措置についても、同様の措置が講じられる。

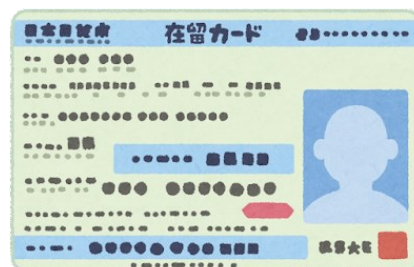
なお、省エネ等住宅のうち、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上又は免震建築物である住宅、及び高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上である住宅についてはその省エネ等基準に改正はない。

『外国人労働者数200万人超え 昨年に引き続き過去最多を更新』

厚生労働省の発表によると、令和5年10月末現在における外国人労働者数は2,048,675人となり、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新。対前年比で225,950人増加したことが明らかとなった。前年は対前年比5.5%増だったが、今年は12.4%増と大幅に増加している。外国人を雇用する事業所数も318,775所(対前年比19,985所増)となり、こちらも届出義務化後、過去最多を更新している。

外国人の雇用にあたっては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人の雇入れ・離職時に氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークへ届け出ることを義務付けられている。

外国人労働者を雇用する事業所のうち、従業員数30人未満規模の事業所が最多で全体の約62%を占めている。多くの中小企業にとって、外国人労働者は少子高齢化に伴う労働力不足を補う貴重な戦力となっているようだが、労使間トラブルを防止するためにも、文化や宗教、生活習慣の違いを理解し、しっかりとした労務管理が必要となるだろう。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com